

新コ調第1006-6号
令和5年3月27日

鹿児島県訪問看護ステーション協議会会長 様

鹿児島県くらし保健福祉部
新型コロナウイルス感染症療養調整課長

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う公費支援について
(依頼)

本県の保健医療行政の推進につきましては、かねてから御協力いただき感謝申し上げます。
さて、標記について、令和5年3月17日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行及び公費支援の具体的内容について」及び令和5年3月20日付け保医発0320第1号「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う公費支援の費用の請求に関する診療報酬明細書の記載等について」、令和5年3月20日付け健感発0320第2号「新型コロナウイルス感染症に係る行政検査の取扱いについて(廃止)」により、新型コロナウイルス感染症患者等の公費支援の取扱いが変更となりますのでお知らせいたします。

つきましては、趣旨を御理解の上、貴会会員の皆様に対し、別添により周知くださるようお願い申し上げます。

【問合せ先】

〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10-1

鹿児島県くらし保健福祉部

新型コロナウイルス感染症療養調整課

事業推進係 担当：松永

TEL 099-286-3420

MAIL corona-jigyo@pref.kagoshima.lg.jp